

第15

年金の定期支給期月と 支給額および定期支給日

定期支給期月

年金は、2月、4月、6月、8月、10月および12月の年6回の各定期支給期月に、それぞれの前々月分および前月分の2か月分が支払われます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年の12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

定期支給期月の支給額

各定期支給期月の支給額は、年金額の1/12の2か月分で、円未満の端数があるときは、2月定期支給期月の額に加えて送金します。

定期支給期月の支給日

支給日は、各定期支給期月の15日です。なお、15日が土曜日または日曜日である場合は、金曜日に繰り上げて支給します。

年金支払通知書

毎年6月の定期支給日の前に、6月定期支給期月分（4月分、5月分）以降に支給する金額等を年金支払通知書でお知らせします。

また、6月の定期支給日に年金の支払いがなかった方には、その後の最初の年金の支払いの際に、支給する金額等を年金支払通知書でお知らせします。

なお、年金支払通知書によってお知らせした内容に変更があった場合は、その都度、年金支払通知書でお知らせします。

年金の振込先

年金は、年金請求書に記入された本人名義の受取口座^(注)に振り込まれます。

(注) 年金請求書に記入された金融機関、口座番号、口座名義などに誤りがあると、送金した年金が振り込まれないことになりますので、記入に際しては十分注意してください。

なお、年金の受取口座を変更される場合は、所定の「年金受給者受取機関変更届」による変更手続きが必要となります。

